

香芝市告示第 28 号

令和 7 年度介護保険料督促状を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が明らかでないため、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条の規定により準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、当市健康福祉部介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

また、介護保険法第 143 条の規定により準用する地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

令和 8 年 2 月 27 日

香芝市長 三 橋 和 史

送達を受けるべき者

表略